

大分トラック情報



関崎海星館の水仙(佐賀関)

TOPICS・重要なお知らせ

- 安全性優良運輸事業者の積極的利用の要望について
- 貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました
- 各種セミナー案内



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

☆トピックス

(1) 大分県警察本部長から感謝状が贈られる	1
(2) 安全性優良運輸事業者の積極的利用の要望について	2
(3) 令和6年度 企業物流セミナーを開催	3
(4) 引越基本講習・引越管理者講習を開催	5
(5) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	6

☆青年部だより

(1) 「物流施設視察研修」の開催	8
-------------------------	---

☆行政だより

(1) 貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました	9
(2) 荷主との取引に関する調査について（協力依頼）	10
(3) トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取組を 踏まえた国土交通省の対応について	11
(4) 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます	14

☆陸災防だより

15

☆大分産業機械技能教習所だより

17

☆お知らせ

(1) NASVAからのお知らせ	18
(2) 運輸局からのお知らせ	19
(3) 魅力ある会社づくりを目指す労務管理セミナーのお知らせ	20
(4) 連携イベント“価格転嫁”と“ジギョケイ”を開催	21
(5) 令和6年度 過労死等防止調査研究センター 研究成果発表シンポジウムハイブリッド開催のご案内	23
(6) 「IT導入補助金」でIT導入・DXによる生産性向上を支援！	25
(7) 新入会員紹介	27
(8) 会員名簿訂正方をお願い	27
(9) 燃料価格情報	27
(10) 行事予定表	29
(11) 帳票関係FAX注文書	30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

大分県警察本部長から感謝状が贈られる

大分県警察本部（^{おいだ}種田英明本部長）は令和7年1月22日(水)、大分市荷揚町の大分中央警察署8階会議室において、交通事故抑止功労7団体に対する感謝状贈呈式を開催した。

種田本部長から関係団体代表者に感謝状が贈られた。

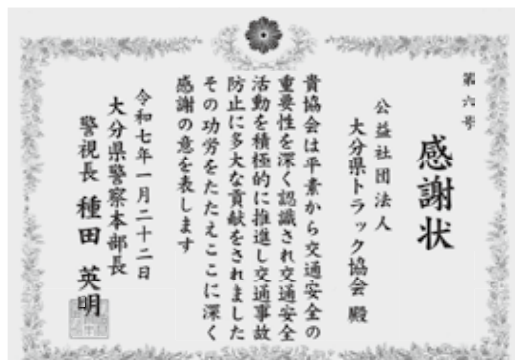
この贈呈式は、令和6年の県下での交通事故による死者数が28人と、統計資料が現存する昭和27年以降最少となったこと、また交通事故発生件数及び負傷者数が20年連続で減少したことを受け開催された。。



感謝状の授与式

感謝状を贈られた功労団体

団 体 名	団 体 名
一般財団法人 大分県自動車会議所	公益財団法人 大分県交通安全協会
公益社団法人 大分県トラック協会	一般社団法人 大分県安全運転管理協議会
一般社団法人 大分県バス協会	全国共済農業協同組合連合会大分県本部
一般社団法人 大分県タクシー協会	



感謝状



功労団体

後列左端 種田英明本部長、後列右端 後藤和樹交通部長
前列右から2番目 仲浩会長

安全性優良運輸事業者の積極的利用の要望について 大分県商工会議所連合会に要望

大分運輸支局（藤木淳史支局長）ならびに（公社）大分県トラック協会（仲浩会長）は1月27日(月)、大分市金池町の九電大分ビル2階の大分商工会議所を訪れ、大分県商工会議所連合会の吉村恭彰会長に「安全性優良運輸事業者の積極的利用について」の要望を行った。

はじめに、大分運輸支局の藤木淳史支局長が「運輸事業において最も優先すべきものは“安心・安全の確保”である。また、環境対策に積極的に取り組むことも運輸事業者の社会的使命であることから、国や関係する団体においては、安全面や環境面で優良である運輸事業者を認定する制度を実施している。貨物は全日本トラック協会が認定している。本日はあらためてGマークの主旨のご理解をいただき、商工会議所を通じて各会員にGマーク制度の周知と認定を受けた事業者を積極的に利用していただくようお願いしたい。」と述べた。

続いて、大分運輸支局の野中綾介首席運輸企画専門官が、①優良運輸事業者の積極的利用について②トラックGメンの創設および活動について③引越等繁忙期における円滑なポイント（引越安心マークの認定事業者の利用）などを説明した。

最後に、大分県トラック協会の仲浩会長が「2024年問題に加えて、昨今の燃料価格の高止まりなど様々な問題を抱えているが、一番の問題はドライバー不足である。このままでは物流が滞り安定した輸送が確保できなくなることが懸念されている。ドライバーの労働条件改善の原資となる標準的な運賃と料金をしっかりと収受したい。そのためには、荷主やお客様の理解が不可欠である。また、労働時間の短縮を進めるためにも、荷待ち時間の料金など様々な要望をお願いしたい。吉村会長には、大分県商工会議所連合会傘下の多くの産業の経営者に伝わるようご理解とご協力をお願いしたい。」と述べたのち、要望書を吉村会長に手交した。

吉村会長からは「しっかり承ったので、各会議所の方に周知したいと思う。」と答えた。



会議室のようす



仲会長から吉村会長に要望書が手渡された

令和6年度 企業物流セミナーを開催 超人手不足時代の若者育成と採用



魚返青年部会長

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は1月15日(水)、大分県トラック会館5階大会議室において、「令和6年度 企業物流セミナー」を開催した。

青年部「大運会」(魚返直寿部会長)が主体となり、講師にマーケティングアナリストの原田曜平氏を招き行われたセミナーには、協会員ら約100名が出席した。

はじめに、魚返青年部会長が「運送業界を取り巻く環境は、少子高齢化に伴うドライバー不足、燃料価格の高騰、運賃価格の低迷など様々な課題が山積みし、極めて厳しい経営環境にある。今後は業界の環境改善に向けて地道な努力を継続していくことが必要となってくる。その中でも人材不足に対応し、人材育成および人材雇用促進につなげるため、本日のセミナーでは原田講師からご講話いただく。皆様には本セミナーを今後の事業経営に活かしていただければと願っている。」とあいさつを行った。

続いて、来賓として臨席した大分運輸支局の藤木淳史支局長が「ドライバー不足の原因として、全産業と比べ、労働時間が約2割長く、賃金が1割低いと言われている。この状況を改善するためには長時間の荷待ちの解消など、労働時間の短縮による労働環境の改

来 賓

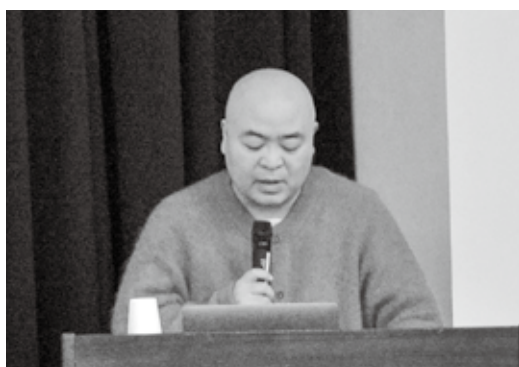


藤木大分運輸支局長



田原地域交通・物流対策室長

善と適正な運賃の収受による賃金アップが重要だと考えている。国土交通省では、トラック物流Gメンの活動により、荷主・元請け事業者の監視体制を強化しており、収集した情報により運賃の交渉に応じないなどの荷主に対して働きかけを行っている。事業者の皆様におかれても、ドライバーの賃金アップに向けて積極的に荷主と運賃交渉を進めていくようお願いしたい。」と述べたのに続いて、大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室の田原裕之室長が「県内のトラック運送業の年齢構成では、50代以上が57%と、若年層が非常に少ない。このような中、本日のセミナーが若者世代をターゲットにして採用を促進していく上でのヒントをお伺い出来るものとし、活用していただければと思っている。県では、今後ますます懸念されるトラックドライバー



原田講師

の人材不足の対応として、令和6年度から大型・中型免許の取得費用や若者向けの特例講習の受講費の支援制度などを新たに設け、新規採用や人材確保に前向きに取り組んでいる事業者の皆様の後押しを行っているので、活用していただきたい。」と述べた。

セミナーは原田講師が「Z世代はこう動かせ～超人手不足時代の若者育成、採用～」と題する講演を行った。



セミナーのようす

引越基本講習・引越管理者講習を開催

大分県トラック協会引越部会（志賀二郎部会長）は、大分県トラック会館において、（公社）全日本トラック協会輸送事業部の土屋文昭部長を招き、1月28日（火）に引越基本講習、1月29日（水）に引越管理者講習を開催した。

引越基本講習では、引越しの現状、下見、見積の知識とクレーム対応、引越作業と接客マナーなど、引越しの実務に関する内容や、標準引越運送約款等の知識等について座学形式で講習が行われた。

引越管理者講習では、受講者が4つのグループに分かれ、「見積り、請求、延期、破損等について」をテーマに引越業務で発生が考えられるトラブル事例、解決に向けての対応方法等、トラブルに対応した法令の確認など活発な意見が交わされた。

各講習会の終了後は、レポートとアンケートを記入し、受講者全員に、全日本トラック協会から「受講修了書」が交付された。

引越基本講習

引越業務経験者（予定される方も含む）

引越管理者講習

引越管理者講習は3年毎に再受講が必要



志賀部会長



土屋講師



基本講習風景



管理者講習風景

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和7年1月に実施された活動です。

1月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央	7:30 ～ 8:00	大分市 大分県トラック会館前	4 社	7 人	1 月20日
	中 央 西	7:30 ～ 8:00	大分市新川町 新川交差点	4 社	5 人	1 月20日
	南	7:30 ～ 8:00	由布市 庄内庁舎前	3 社	6 人	1 月20日
大 分 東	大 分 東	7:30 ～ 8:00	大分市 乙津交差点前	8 社	9 人	1 月17日
別 杵	別 府	7:30 ～ 8:00	別府市 九州横断道路入口	7 社	10人	1 月20日
県 北	中 津	7:45 ～ 8:15	中津市 田尻交差点	11社	18人	1 月20日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7:45 ～ 8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9 社	10人	1 月20日
西 部	玖 珠	7:30 ～ 8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2 社	3 人	1 月20日
	日 田	7:30 ～ 8:00	日田市 玉川交差点	3 社	4 人	1 月20日
県 南	豊 肥	7:30 ～ 8:00	豊後大野市 道の駅きよかわ	1 社	3 人	1 月20日
	臼 津	11:00 ～ 11:30	津久見市 津久見幹部交番前	15社	15人	1 月20日
	佐 伯	7:30 ～ 8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	10社	11人	1 月20日

※ 1月29日現在、報告受理分のみ掲載

参加：73社、延べ94名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



別府分会



日田分会



中央分会



中央西分会



玖珠分会



大分南分会



佐伯分会



臼津分会

「物流施設視察研修」の開催

大分県トラック協会青年部（魚返直寿部会長）は、1月17日（金）に山口県防府市「ブリヂストンBRM株式会社防府工場」での視察研修を行い、青年部会員11名が参加した。

リトレッドタイヤの環境貢献、燃料高騰などによる経費削減の必要性、SDGsへの対応などの説明を受け、2班に分かれてリトレッドタイヤの生産工程等、工場内を視察した。

青年部会員から様々な質問があり、大変有意義な研修となった。

視察の様子



【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

《問合せ》(公社)大分県トラック協会青年部事務局 岡部、三好

電話：097-558-6311

メール：okabe@ota.or.jp

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました

第213回国会において成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）」の施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）等において所要の規定の整備を行う「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令」が1月31日に公布されました。

1. 概 要

第213回国会において、改正法が成立し、令和6年5月15日に公布されました。改正法第4条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、運送契約締結時等の書面交付義務、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、実運送体制管理簿の作成・保存義務等について規定し、これらの規定については、令和7年4月1日から施行することとされているところです。

今般、改正法の施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行規則等において、

- 運送契約締結時等に交付する書面への記載事項
- 運送利用管理規程の作成義務及び運送利用管理者の選任義務の対象となる事業者が行う貨物自動車利用運送の規模
- 実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の重量の下限

等を定める改正を行いました。改正内容の詳細については別添の条文をご参照ください。

2. スケジュール

公布：令和7年1月31日(金)

施行：令和7年4月1日(火)

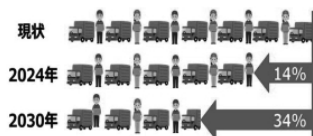
(参 考)

- 改正貨物自動車運送事業法について国土交通省によくお寄せいただく問合せを中心にQ & Aを作成し、本省令の公布と併せて、国土交通省のHPにおいて公表しております。
(URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html)
- 今後、地方運輸局ブロックごとに改正貨物自動車運送事業法に関する説明会を行う予定です。詳細は決まり次第、地方運輸局のHP等においてお知らせします。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
 ・物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
 ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
 ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
 →以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
 ○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
 ○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
 ○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任を義務付け**。
 ※法律の名称を変更。
 ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け*²。
 ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
 ○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者の選任を義務付け**。
*² 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告を義務付け**。
 ○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

荷主との取引に関する調査について（協力依頼） （公正取引委員会）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定めています。

このたび、物流事業者の皆様へ、荷主との取引に関するオンライン調査への協力をお願いすることといたしました。

調査案内が届きました事業者におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

荷主との取引に関する調査について

令和6年度の調査対象となる物流事業者の皆様には、令和7年1月31日付けで文書を送付しています。

【回答専用ウェブサイト】

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa/butsuryu.html>

トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」 の取組を踏まえた国土交通省の対応について

～貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を2件実施～

- 国土交通省では、令和6年11月・12月をトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を強化し、423件の「働きかけ」と7件の「要請」を実施しました。また、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、2件の「勧告」を実施しました。（別紙1参照）
- 令和6年11月に体制拡充したトラック・物流Gメンは、集中監視月間に合わせて、倉庫事業者や関係団体へのヒアリングを開始したほか、Gメン調査員が全国で115件の違反原因行為に該当すると考えられる情報を収集し、運輸支局へ通知しました。また、荷主、元請事業者等に対して、周知・協力要請等の活動を積極的に実施しました。（別紙1参照）
- 「集中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を徹底するとともに、今般「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。

○トラック事業者への「違反原因行為実態調査」や、トラック・物流Gメンによる関係省庁と連携したヒアリング等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、423件の「働きかけ」（荷主304件・元請事業者104件・その他15件）及び7件の「要請」（荷主4件・元請2件・その他1件）を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。

○さらに、過去に「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた2社（荷主1社、倉庫・利用運送事業者1社）については、当該荷主等が、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「勧告」し、その旨を「公表」します。

○なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示しました。今後の取組状況等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、「勧告・公表」を含む厳正な対応を実施してまいります。

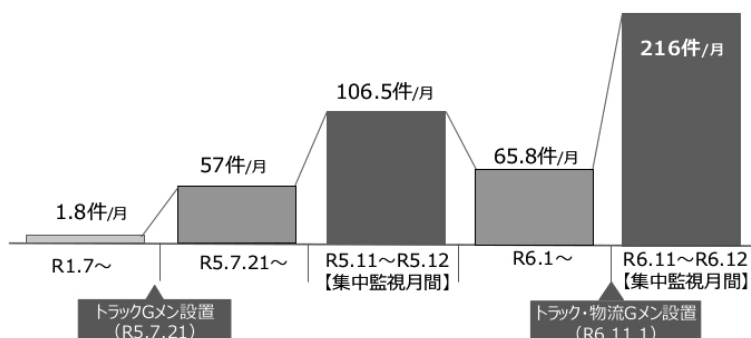
トラック・物流Gメンによる集中監視月間（令和6年11月・12月）の取組結果 国土交通省

別紙1

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置（令和5年7月）。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「**トラック・物流Gメン**」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「**Gメン調査員**」を加えた総勢**360名規模**に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月**を「**集中監視月間**」と位置づけて取組を強化し、「**勧告**」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「**働きかけ**」（423件）、「**要請**」（7件）による是正指導を徹底。

トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



働きかけ等の実施件数（R6.11～R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
- 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
- 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）

⇒ 2ヶ月間で**計432件**の法的措置を実施

Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに**計115件**の通知あり

倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

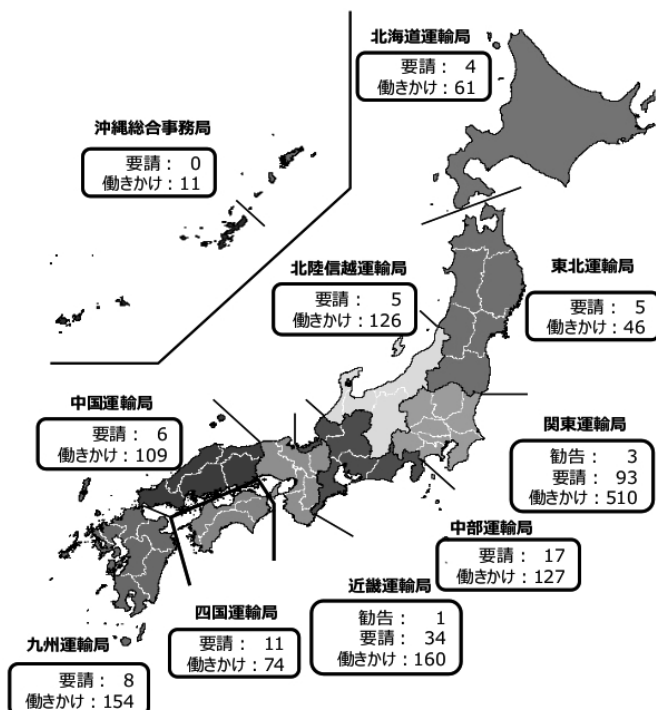
- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

トラック・物流Gメンの累計実績（令和6年12月末時点）

 国土交通省

＜運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数＞ R1.7～R6.12



働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R6.12）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
- 要請 : 183件（荷主94、元請83、その他6）
- 働きかけ : 1,378件

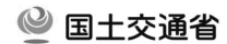
（荷主942、元請399、その他37）

⇒ **計1,565件**の法的措置を実施

主な違反原因行為

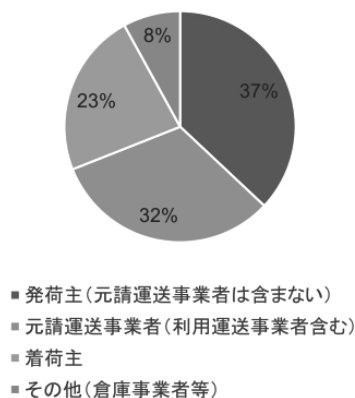
- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

違反原因行為に係る実態調査の結果(概要)

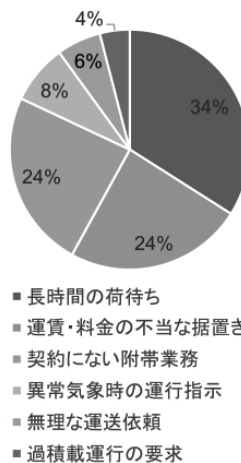


- ◆本年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。
- 調査対象事業者数: **62,848者**(R5:63,251者)
 - 回答数: **24,159件**(R5:23,840件) ※同一事業者からの複数回答を含む。
 - うち、違反原因行為があったと回答した件数: **3,308件**(R5:4,441件)
 - 昨年調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少したが、昨年同様に輸送品目別では、「食品」の割合が一番高くなっている。

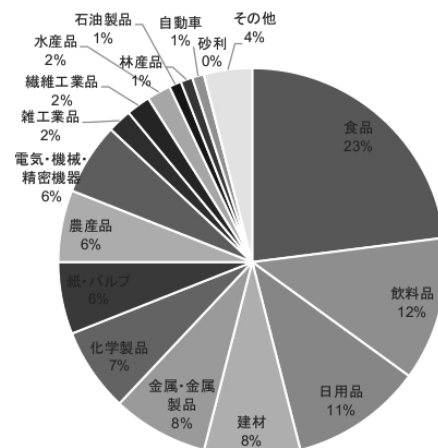
違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



違反原因行為の割合



違反原因行為ありの回答における輸送物品(複数回答)



違反原因行為に係る実態調査の結果(主な傾向)



- ◆回答のあったトラック事業者のうち、Gメンの活動を認知している割合は約**78%**となっている。
- ◆違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆一方、違反原因行為があると回答したトラック事業者のうち、匿名で連絡が取れないもの(約24%)、Gメンによる追加調査を希望しないもの(約32%)、是正指導に活用を望まないもの等(約9%)※があり、是正指導に至らない事案も多く、今後ともGメン活動に対するトラック事業者の理解と協力を得ていくことが重要。※重複あり

長時間の荷待ち

- ・荷主から到着時間の指定があった割合は約53%。
- ・1～2時間の荷待ち(荷役を含まず)が最も多く、次が2～3時間、3時間超の順となっている。
- ・トラック事業者からは、「待機時間解消のために予約システムを導入されたが、予約できる時間が限られており予約が取れない。」「リフトマンが不足しており、バースに着いても荷役が始まらない。」「オーダーの早期化を着荷主に依頼している。」といった声が多く聞かれた。
- ・他方、運送会社の都合による荷待ち(「予約をしていない」「予約時間よりも早く到着した」等)への指摘もあった。

運賃・料金の不当な据置き

- ・金額を書面で提示したうえ、運賃交渉している割合は約62%。
- ・トラック事業者が提示した根拠で主なもの、「自社原価(標準的運賃を基礎としたものを含む)」。
- ・交渉したが一方的に決定した価格を押し付けられ、希望する値上げ等に至らなかったという案件が多い。
- ・元請に交渉したところ、真荷主が値上げに応じてくれないことを理由に据え置かれたという案件もあった。

契約にない附帯業務

- ・契約にない附帯業務の種類として「荷物の仕分け作業」と回答したものの割合が一番高かった(約24%)。
- ・トラック事業者からは「昔からの商慣習によるものであり、やめることを言い出しにくい。」との声が多く聞かれた。
- ・「配送先で指示された附帯業務について発荷主に確認したところ、やらなくてもいいと言われ着荷主と認識が異なっている。」という案件もあった。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和7年1月1日施行）厚生労働省

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として改正され、令和7年1月1日より電子申請が義務化されました。

また、電子申請にあたっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。

※なお、経過措置として、当面の間、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合は、書面による報告も可能です。

さらに、同日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されましたので、これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

◎厚生労働省ホームページ「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和7年1月1日施行）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

陸災防だより

令和6年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

3月24日(月)・25日(火)

臨時開催、受講者受付中

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)

終了しました

◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)

終了しました

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	無料
積卸し作業指揮者		7,700円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイタケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部**
(支部長 石樽 誠二)

☎ (097) 556-7866
FAX (097) 552-1591
〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [] [] [] - [] [] [] []		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤務 先	〒 [] [] [] - [] [] [] []		TEL	— —
			FAX	— —
		フリガナ 名 称	※ 事業主 証 明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ケ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

大分産業機械技能教習所だより

(一社)大分産業機械技能教習所 理事長 中野健造

【令和6年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別			講習内容		講習料		講習実施月日	
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	3月	
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科（学科・実技）	5日	25H	108,900	4,565	25日～28日と31日	
		実技のみ	4日	9H	99,300		25日～28日	
	整地・運搬等 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）	3日	14H	49,500	1,430	3日～5日 17日～19日	
		建設機械施行管理技士1級（トラクター系又はショベル系以外）又は2級第4種から第6種合格者	3日	10H	47,300	1,430		
		車両系（解体）技能講習所持者	3日	6H	45,500	1,430		
		全科（学科・実技）	6日	38H	95,500	1,430	7日と10日～14日 24日～28日と31日	
	解体用 登録大分4-02	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	6日 21日	
		建設機械施行管理技士1級（ショベル系）又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793		
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	10日～11日 26日～27日	
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	10日～12日	
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134	26日～28日	
	小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	3日～5日 17日～19日	
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370		
	玉掛 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	12日～14日	
		免除なし	3日	19H	25,300	1,705		
	フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	18,200	1,650	3日と7日	
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班	3日～6日 17日～19日と21日
							2班	
							土・日	1日～2日と8日～9日
	普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650			
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2日	13H	12,100	1,705	10日～11日 27日～28日	
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2日	13H	13,400	1,370	24日～25日	
	ローラー（制限なし）		2日	10H	13,400	1,551		
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2日	12H	13,400	1,650	28日と31日	
	テーブルゲートリフター		1日	6H	11,200	957		
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	13,400	1,650	6日～7日 24日～25日	
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,400	1,540		

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)
(大分労働局 大分助成金センター)

1. 中小事業主であること。
2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
3. 受講者が被保険者であること。
4. 労働保険料を滞納していないこと。



お 知 ら せ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和6年度 土曜開業日カレンダー ◇

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

（注：各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております）

独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会【第19回】開催

開催日時：令和7年2月21日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に向けた検討状況
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉（運賃交渉）ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

（今月のNEWS）労務管理・飲酒関係違反の罰則が厳しくなっています(R6.10.1～)。

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化 トラック、バス、タクシー

- 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)^{※1、2}

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務【現 行】	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施【新 設】	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施【新 設】	初違反	100日車
	再違反	200日車

※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外

※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) トラックのみ

● 勤務時間等基準告示の遵守違反

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	現 行 10日車	改正後 2日車/ 未遵守1件	現 行 20日車	改正後 4日車/ 未遵守1件
16件以上	現 行 20日車		現 行 40日車	

● 点呼の実施違反

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	現 行 10日車	改正後 1日車/ 未実施1件	現 行 20日車	改正後 2日車/ 未実施1件
50件以上	現 行 20日車		現 行 40日車	

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、目安箱への
投稿をお願いします。



目安箱リンク

運輸業・運送業のための

～Beyond2024年問題～
人材不足を解消する！！

参加費
無料

魅力ある会社づくりを目指す労務管理セミナー

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

開催日時 令和 7年 2月25日(火) 10:00～12:00

開催場所 オンラインによるライブ・セミナーです。

主催

アクサ生命保険株式会社 大分支社

〒870-0026大分市金池町2丁目3番4号九州電力大分ビル1F
TEL097-537-8861 FAX537-8863

共催

大分商工会議所

〒870-0026大分市金池町2-3-4 九電大分ビル2階
TEL097-536-3131 FAX097-534-9472

対 象	運輸業・運送業の経営者様、総務担当者様及び健康経営担当者様	
講 師	稲田 耕平氏 特定社会保険労務士・健康経営エキスパートアドバイザー 稲田社労士事務所・東京管理協会 所長 株式会社いなだコンサルティング 代表取締役	稲田 耕平氏 
講 演	運輸業・運送業の「人材対策」について 2024年度の法改正対応開始により新たに生まれた、経営上の課題はありませんか。 採用力ならびに人材定着力UPのポイントをわかりやすくご説明します。	
申込方法	下記よりお申し込みください。	記載いただいたアドレスに招待メールをお送りします。 簡単な操作でセミナーを視聴いただけます。(Microsoft Teams会議)
定 員	50名(定員になり次第、締め切らせていただきます)	



【個人情報の利用目的】アクサ生命保険株式会社においては、お客さまから頂戴した個人情報は、本セミナーの運営のほか、次の目的以外では利用いたしません。A) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 B) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 C) その他 保険に関連・付随する業務 その他、アクサ生命の個人情報に関する取扱いに関する詳細はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/) 掲載の「個人情報の取扱いについて - プライバシーポリシー」をご確認ください。※当社より電子メールでの各種ご案内を差し上げる場合があります。

本セミナーの申込方法は下記の2つからお選びください。

応募コード：

21644293

1. 下記のURLから申込フォームへ

https://cloud.seminar.axa.co.jp/SubscriptionForm_01?key=a37Ic0000004HviIAE

2. QRコードから申込フォームへ

定員になり次第締め切りとなりますので、申込みはお早めをお願いいたします。
セミナー終了後にアンケートへのご協力をお願いします。



大分県・九州経済産業局

・中小機構九州本部

連	携	イ	ベ	ン	ト
---	---	---	---	---	---

無料

～持続的な経営を目指して～

価格転嫁と

ジギョケイ

令和7年2月26日（水） 13:00～16:00

場所：大分県銀行協会（大分市府内町3丁目7-16）

対象：県内中小企業・小規模事業者、支援機関 等

主催：大分県、九州経済産業局、中小機構九州本部

後援：公益社団法人大分県トラック協会

第一部 価格転嫁

定員40名 13:00～14:20

○施策説明

（九州経済産業局）

○県内企業2社による取組内容報告

（有）福伸急送、（有）魚返産業運輸）

※大分県よろず支援拠点による

伴走支援の取組

第二部

ジギョケイ

（事業継続力強化計画）

定員20名 14:30～16:00

○施策説明

（中小機構九州本部）

○ジギョケイ（単独型）作成体験

ワークショップ

※第一部と第二部はそれぞれでお申込み可能です。

イベントの内容

持続的な経営に必要な「価格転嫁」と「ジギョケイ（事業継続力強化計画）」に関するイベントです。

第一部の「価格転嫁」では、県内企業2社が、大分県よろず支援拠点の価格転嫁サポートチームと9月からの半年間、取り組んできた内容について報告し、参加者と共有します。

第二部の「ジギョケイ」では、ワークショップ形式で、実際にジギョケイ（単独型）の作成体験をします。また、希望者には、イベント後もジギョケイ策定までをサポートします。

お申し込み・お問い合わせ

大分県商工観光労働企画課

担当：阿部、生野

電話：097-506-3218



左の二次元コードまたは、裏面FAX、県庁ホームページからお申込みください。

申込期限：2月21日（金）17時

※定員に達した場合は、上記期限に限らず、締め切らせていただきます。

FAX申込書

FAX番号：097-506-1752

○参加者情報

氏名	※必須	
企業名（組織名）	※必須	
役職		
メールアドレス	※必須	@
連絡先（電話番号）		() —

○参加希望（複数申込可）※必ず1つはチェックしてください。

2月26日（水）持続的な経営を目指して～価格転嫁とジギョケイ～

☐ 13:00～14:20 第一部「価格転嫁」
①開会あいさつ【5分】 ②施策説明【20分】 ・九州経済産業局 ③県内企業2社による取組内容報告 ・(有)福伸急送 代表取締役 佐藤 政信 氏【15分】 ・(有)魚返産業運輸 代表取締役 魚返 直寿 氏【15分】 （全体総括） ・大分県よろず支援拠点 チーコーディネーター 富田 一弘 氏【15分】 （講評） ・大分県トラック協会 専務理事 藤原 隆司 氏【10分】
☐ 14:30～16:00 第二部「ジギョケイ（事業継続力強化計画）」
①施策説明【20分】 ・中小機構九州本部 ②ジギョケイ作成体験ワークショップ【60分】 ③お知らせ【10分】

念のため、FAX送信後は「097-506-3218」までご連絡ください。

また、県庁の外来駐車場は使用できません。（公共交通機関をお使いになるか、近隣の民間駐車場等をご利用ください。）

（お問い合わせ）大分県 商工観光労働企画課 担当：阿部、生野 097-506-3218

令和6年度 過労死等防止調査研究センター 研究成果発表シンポジウムハイブリッド開催のご案内

労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センターは、過労死等に関する実態の把握や、その発生メカニズムの解明及び効果的な防止対策に関する調査研究を行っています。

昨年度に引き続き、これまで取り組んできた調査研究の成果を振り返るとともに、過労死等の防止対策について議論する研究成果発表シンポジウムを開催します。

今年度は、「働きやすさと働きがいを目指す」をテーマに、最新の研究成果の発表と、企業の取り組みについての報告から、実際の労働現場で過重労働や過労死等を減らし、より働きやすい職場にするにはどうしたらよいかについて議論を行います。

過労死等防止対策推進法制定から10年。具体的な対策の取り組みがより求められています。次の10年に向けて、皆様と一緒に考える機会になれば幸いです。

【開催日時】

令和7年3月5日(水) 13:00～17:00

【会 場】

AP新橋4階ルームD+E及びオンライン（Zoomウェビナー）により開催

※参加希望の方はこのページ下部のURLから、事前登録をお願いします（参加無料）。参加申込

＊現地参加（先着50名様）をご希望の方

<https://r06-records-sympo.peatix.com>

会場：AP新橋4階ルームD+E（〒105-0004 東京都港区新橋1-12-9 新橋プレイス4F）

※会場受付：令和7年3月5日(水) 12:45～

＊WEB参加（定員に達し次第締め切ります）をご希望の方

https://zoom.us/webinar/register/WN_yKydttthySeGhOhSZzCdV5A

○お問い合わせ

研究成果発表シンポジウム事務局 <records_sympo@h.jniosh.johas.go.jp>

研究成果発表シンポジウム プログラム

総合司会 佐藤ゆき（過労死等防止調査研究センター 研究員）

13:00 開会挨拶

高橋正也（過労死等防止調査研究センター センター長）

I. 過労死等研究成果のハイライト

13:10 ～ 13:30 いじめ、暴力、ハラスメント事案から考える職場のメンタルヘルス対策
木内敬太（過労死等防止調査研究センター 研究員）

13:30 ～ 13:50 不規則勤務者の睡眠に見える化する介入の効果検証
松元 俊（過労死等防止調査研究センター 主任研究員）

13:50 ～ 14:10 対策実装研究
～カードワーク式職場改善ツールの開発と運輸職場への適用～
鈴木一弥（過労死等防止調査研究センター 研究員）

II. 企業からの報告

14:25 ～ 14:50 働きやすさと働きがいを両立する企業文化の形成
大越賢治（株式会社ウィルド 代表取締役）

14:50 ～ 15:15 12年間の取り組みと、そこからわかったこと
梶川 洋（株式会社梶川土木コンサルタント 代表取締役）

III. 総合討論

15:30 ～ 16:30

司 会 高橋 正也（過労死等防止調査研究センター センター長）

登壇者 吉川 徹（過労死等防止調査研究センター 統括研究員）

大越 賢治（株式会社ウィルド 代表取締役）

梶川 洋（株式会社梶川土木コンサルタント 代表取締役）

16:30 閉会挨拶

吉川 徹（過労死等防止調査研究センター 統括研究員）

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション） による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



経済産業省



Be a Great Small.
中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑



＜活用イメージ・補助率等＞（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/ 類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	ITツールを導入し て、業務効率化や DXを推進	商店街など、複数の中小企業 ・小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で 取引先の インボイス 対応を促す	サイバー セキュリティ 対策 を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用 に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化） 単独申請可能な ツールの拡大			クラウド 利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊 サービス利用料 （最大2年分） （※1）
補助額	・ITツールの 業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 ・4つ以上： 150万円 ～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費： 200万円	ITツール： 1 機能： ～50万円 2 機能以上： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の 事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 （小規模事業者： 4/5） 50万円～350万円： 2/3 ハードウェア購入費： 1/2	大企業： 1/2 中小企業： 2/3	中小企業： 1/2 小規模事業者： 2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

＜今後のスケジュール＞

第1次交付申請受付開始日

3月31日（予定）

第1次交付申請締切日

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

5月12日（予定）

・複数社連携IT導入枠

6月16日（予定）

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名	代表者名	種別	営 業 所 の 位 置	車 両 数					T E L
入会年月日				普	小	被	霊	計	F A X
かぶしきがいしゃ えーていーぐるーぷ 株式会社 A T G r o u p 令和6年12月12日	あかねみ はるき 赤峰 晴晃	一般	大分市大字三佐2306番地の1	2	3			5	097-585-5618 097-585-5619
かぶしきがいしゃ ふくだいうんゆ 株式会社 フクダイ運輸 令和6年12月27日	はらだ てつや 原田 哲也	一般 利用	大分市下戸次1527-1	5				5	097-574-4038 097-574-4039

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
6	SBSフレックネット(株)九州運営部大分営業所 若狭 洋一郎	財満 展靖	代表者の変更
12	佐川急便(株)大分営業所 黒田 伸二	中嶋 影仁	代表者の変更
14	(有)幸建企画		利用取得

燃 料 情 報

令和6年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
ス タ ン ド 平 均	155.0	118.1	130.2
ロ ー リ ー 平 均	124.1	112.7	115.9
カ ー ド 平 均	130.7	118.3	123.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	10	33.3
出 光	4	13.3
昭 和 シ ェ ル	1	3.3
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	20.0
そ の 他	9	30.0
合 計	30	100.0

月		24年											
区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スタン ド平	大 分	128.4	128.0	128.2	130.2	130.2	129.4	127.9	128.5	129.3	129.9	130.1	130.2
	全 国	126.1	125.8	124.2	125.5	125.8	125.7	124.7	124.1	124.4	126.0	125.4	127.3
ローリー 平	大 分	116.1	116.1	116.0	116.6	115.9	117.1	115.2	114.9	114.5	114.7	115.0	115.9
	全 国	114.8	114.7	114.7	115.8	115.5	116.1	115.3	113.4	114.2	114.9	114.7	118.3
カ ー ド 平	大 分	125.4	124.0	124.9	124.9	121.4	122.3	125.4	123.4	124.5	123.7	119.6	123.5
	全 国	124.3	123.8	124.2	125.3	124.3	125.7	125.2	123.2	124.4	125.6	124.6	126.6

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和6年12月)

令和7年1月24日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年12月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

給 油 別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価 格	126.59	116.97	129.18

令和7年12月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	127.01	116.71	130.86
出光昭和シェル	127.59	117.36	126.27
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	124.50	112.55	140.00
そ の 他	123.23	117.45	128.40

令和7年12月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	126.84	116.31	130.98
30～50キロリットル未満		123.26	119.13
50～100キロリットル未満	124.50	115.78	116.80
100キロリットル以上		115.07	125.73

令和7年12月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	129.44	120.70	123.67
30～60日 未 満	126.50	116.81	129.92
60 日 以 上	120.05	115.01	116.80

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 6 年 8 月	123.61	114.15	125.99
令 和 6 年 9 月	124.48	115.62	126.70
令 和 6 年 10 月	126.22	115.62	129.34
令 和 6 年 11 月	125.65	115.56	127.89
令 和 6 年 12 月	126.59	116.97	129.18

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日	曜	行 事
16	日	
17	月	
18	火	令和6年度 大分県交通安全推進協議会幹事会（10:30 県庁舎新館） 令和6年度 適正化事業部課長連絡会（13:30 全ト協ホール） 正副会長会（13:30 大分県トラック会館） 令和6年度 第3回九州ブロック重量部会（14:00 八仙閣本店） 第10回臨時理事会（15:00 大分県トラック会館） 令和6年度 1学年3学期進路ガイダンス（5・6時間目 大分県立鶴崎工業高校）
19	水	第64回適正化事業業務検討委員会（9:30 全ト協ホール） 労務相談・適正化事業相談室（県北ブロック）（10:00 宇佐市勤労者総合福祉会館さんさん館） 令和6年度 九州ブロック女性協議会第3回役員会（17:00 全ト協ホール）
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	天皇誕生日
24	月	振替休日
25	火	令和6年度 第2回大分県版図柄入りナンバープレート協議会（10:00 大分県庁舎新館） 全ト協 第24回経営改善・DX委員会（13:00 全ト協ホール） 全ト協 各トラック協会海上コンテナ部会長合同会議（15:00 ザ・プリンスさくらタワー東京）
26	水	
27	木	令和6年度 大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会（11:00 大分県トラック会館） 第2回多重下請構造改善小委員会（12:00 全日本トラック総合会館） トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会（13:00 大分県トラック会館）
28	金	全ト協 第23回労働安全・災害防止委員会（13:00 全ト協ホール） （公社）沖縄県トラック協会青年部協議会（創立30周年記念式典）（18:00 ホテル コレクティブ）
3/1	土	
2	日	
3	月	
4	火	令和6年度 第6回専務理事業務連絡会議（14:00 宮崎観光ホテル） 九ト協 令和5年度第3回理事会（15:00 宮崎観光ホテル）
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	令和5年度 防災セミナー（14:00 大分県トラック会館）
11	火	
12	水	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）
13	木	
14	金	（一社）大分県自動車整備振興会 令和6年度第2回教育指導委員会（12:00 大分県交通会館） 令和6年度 適正化事業指導員全国研修「スキルアップ研修」（14:00 全ト協ホール）
15	土	第6回チャリティゴルフコンペ（8:00 岡山金陵カントリークラブ）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1 冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,595	
10	点検整備記録簿	1 冊	396	
11	車輛管理台帳	1 冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1 冊	990	
14	運行管理者届	1 枚	77	
15	整備管理者届	1 枚	77	
16	運行管理規程	1 冊	264	
17	整備管理規程	1 冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1 箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1 箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1 箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1 箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1 枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1 冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	627	

ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。



引越は 「引越安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する
引越優良事業者のマークです。

くわしくは、**引越安心マーク** で検索

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ **4**つの安心

- 1** 引越の約束事である「標準引越運送約款」を守ります。
- 2** 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- 3** 引越管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- 4** 引越に係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者は
QRコードで検索!!

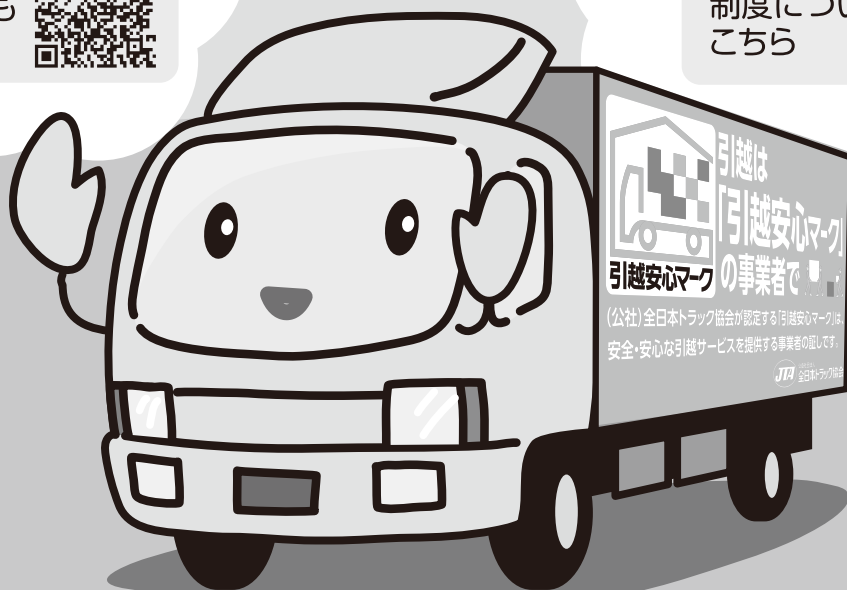
郵便番号・
住所や地図からも
探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!

トラックを見かけたら探してみてね!

引越安心マークの
制度については
こちら



引越事業者を選ぶなら

2025年春、引越をご検討のお客様！



分散引越に ご協力をお願いします！



例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。

特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、**今年は特に「2024年問題」をふまえ**、
混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのない
スムーズなお引越しのためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討下さいますようご理解・ご協力をお願い致します。

3月

2025年引越混雑予想カレンダー

4月

日 月 火 水 木 金 土

日 月 火 水 木 金 土

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

特に混み合うことが予想されます

					1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12			
13	14	15	16	17	18	19			
20	21	22	23	24	25	26			
27	28	29	30						

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に**2月以前または5月以降**のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会